

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

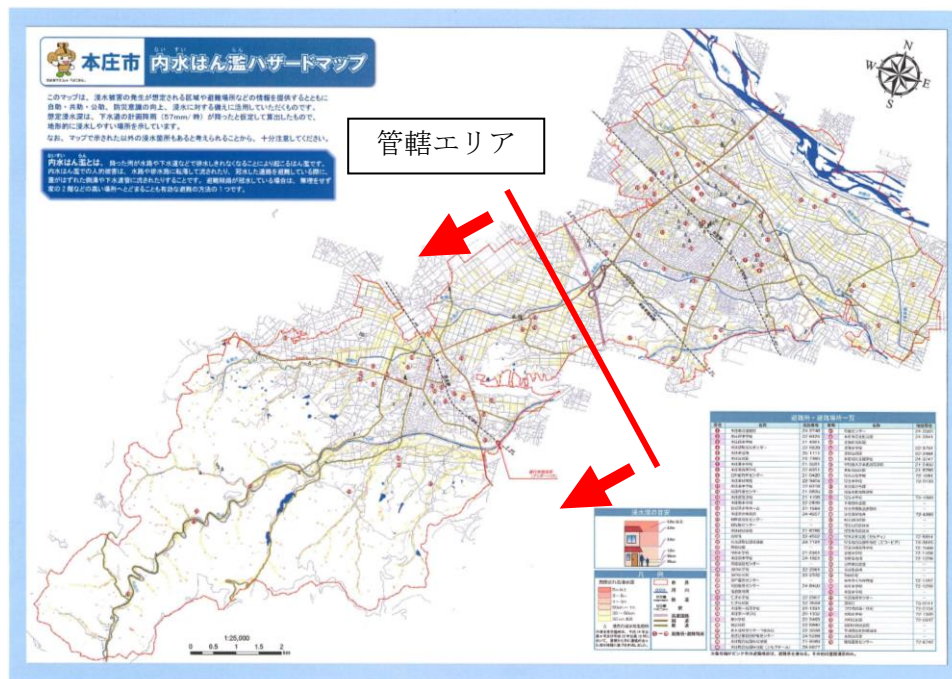
I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市は、埼玉県の西北部に位置し、東は深谷市、西は上里町、神川町、南は美里町、長瀨町、皆野町、北は利根川をはさんで群馬県伊勢崎市に接しています。埼玉県北部利根川流域に位置し、北部の利根川沿いの低地から南部の児玉丘陵にかけて変化に富んだ地形であるため、市内には多数の河川を有しております。当市の主要な河川は、利根川・小山川・清水川・備前渠川・元小山川・女堀川・男堀川・御陣場川があり、なかでも当会の管轄する地区は小山川・女堀川・男堀川を有しています。当会の管轄する地区の河川等については浸水想定区域に該当されておりませんが、雨量によっては、浸水する可能性が大いにあります。

内水氾濫ハザードマップでは、当会の管轄する地区では、河川沿いや市街地で、降雨が57mm/時を想定した場合に、本庄市児玉町内では50cm未満の内水氾濫が想定されますが、浸水箇所の多くは田畑が占めております。



(土砂災害：ハザードマップ)

当市の南西部は山間部、中央部は丘陵地帯、北部は平坦な地形となっており、当該地域には山間部を有しているため土砂災害危険箇所が多数存在しており、当市の地域防災計画の指定状況は以下のとおりです。

土砂災害警戒区域等の指定状況 (平成27年6月5日現在)

	土石流	急傾斜地	地滑り	計
土砂災害(特別)警戒区域	63 (45)	116 (115)	8 (0)	187 (160)
() 内は土砂災害特別警戒区域の指定数で土砂災害警戒区域の内数 出典：本庄市地域防災計画				

(地震：J-SHIS)

J-SHIS の分析によると、今後 30 年に震度 6 弱以上の地震が発生する確率は 26%と想定されております。(J-SHIS 地図参照)

(その他)

令和元年 10 月の台風 19 号の影響では、本庄市内で住宅による床上浸水 10 軒、床下浸水 26 軒、その他農地への浸水、土砂崩れや道路の陥没などで県道が 1 か所、市道も 26 か所で通行止め（うち橋梁 8 か所）の被害が発生しました。

また、富士山及び浅間山・草津白根山等の噴火による降灰が数cm堆積されると想定されています。(本庄市地域防災計画参照)

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 682社

【内訳】

	業 種	商工業者数	備 考
商工業者	製造業	112	本庄市児玉町内や北部の工業団地に多い。
	建設業	98	本庄市児玉町内が多く山間部は少ない
	卸小売業	212	山間部以外に広く分布している。
	サービス業（宿泊・飲食）	84	山間部以外に広く分布している。
	その他のサービス業	176	山間部以外に広く分布している。

(出典：経済産業省「2018年経済センサス」)

(3) これまでの取り組み

1) 当市の取り組み

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取り組み

- ・事業者BCP並びに事業継続力強化計画の周知
- ・ビジネス総合保険（全国連）の周知並びに加入促進
- ・総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）の周知及び加入促進
- ・防災対策組織図の作成

II 課題

現状では、緊急時の取り組みについて当会内の防災対策組織図の作成にとどまり、具体的な体制やマニュアル、防災備品が整備されていません。また、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいません。

更には、保険等に対する助言を行える当会経営指導員等が不足していることが課題となっております。

III 目標

- ・管轄地域内の小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知させます。
- ・災害発生時に連絡体制を円滑に行うため、当会と本市との間における被害情報報告ルートを構築し二次災害防止に努めます。
- ・災害発生後、速やかに復興支援策が行えるよう、組織内における体制、金融機関を含めた関係機関との連携体制を平時から構築します。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告します。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年9月1日～令和7年3月31日）

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施します。

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

<1. 事前対策>

平成30年3月に策定した「本庄市地域防災計画」と、本計画との整合性を整理し、災害発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにします。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回訪問時や経営計画策定時に、当市が発行しましたハザードマップやハザードマップポータルサイト（国土交通省）、J-SHISを活用し事業所の立地場所から想定される災害等のリスク及びその影響を軽減する取り組みや対策について説明指導を行います。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要、BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行います。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行います。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施します。

2) 商工会自身の事業継続計画の策定

令和3年度末までに作成します。

3) 関係機関との連携

埼玉県産業振興公社や損害保険会社に専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを実施します。また、損害保険会社のビジネス総合保険や埼玉県火災共済協同組合の災害共済（総合火災共済・地震特約・休業対応応援共済）の紹介を行います。

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を実施します。

4) フォローアップ

小規模事業者の事業者BCP等の取り組み状況の確認または見直しを行います。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（マグニチュード8.1の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行います（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもなく、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡します。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否を確認し報告を行います。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有します。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決めます。
職員自身は、家族の安否確認及び防災無線やラジオ等により安全確保した後に出勤。出勤途中において、被災状況の確認や被災者がいた場合は周囲の住民に協力を求め人命救助を優先し救助後は迅速に出勤します。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決めます。
※各情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当します。 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命を守るための最善の行動をとってください。	警戒レベル5相当
土砂災害警戒情報 高潮特別警報 高潮警報*1	地元の自治体が避難勧告を発令する目安となる情報です。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、 自治体からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当
大雨警報(土砂災害)*2 洪水警報 高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)	地元の自治体が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域等では、 自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布等を用いて高齢者等の方は自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル3相当
大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの)	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2
早期注意情報 (警報級の可能性)*3	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1

- *1 暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。
- *2 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。
- *3 大雨に関して、明日までの期間に[高]または[中]が予想されている場合。

情報	とるべき行動	警戒レベル
土砂災害警戒情報	地元の自治体が避難勧告を発令する目安となる情報です。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。ハザードマップ等により災害が想定されている区域等では、 自治体からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当

(気象庁防災情報参照)

- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有します。
(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内で1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内で0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない

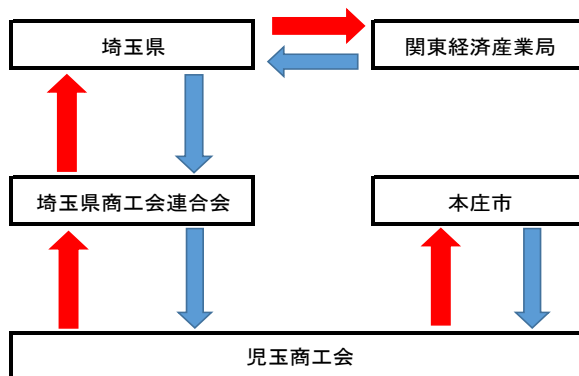
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報を共有します。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築します。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決めます。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておきます。
- ・当会と当市が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて当会又は当市より埼玉県に報告します。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談します（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置します）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置します。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認します。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や埼玉県等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知します。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行います。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県商工会連合会や埼玉県等に相談します。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告します。

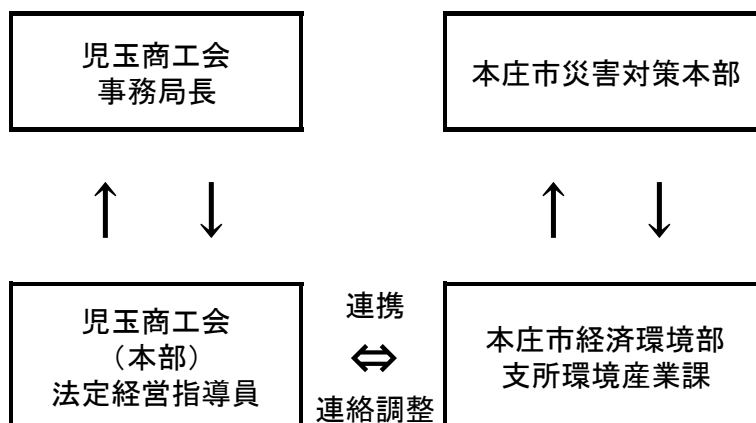
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年8月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 白砂 道人、経営指導員 山田 牧子 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

児玉商工会

〒367-0212 埼玉県本庄市児玉町児玉 325-5

TEL : 0495-72-1556 / FAX : 0495-72-1948

E-mail : kodama@syokoukai.jp

②関係市町村

本庄市経済環境部支所環境産業課

〒367-0298 埼玉県本庄市児玉町八幡山 368

TEL : 0495-72-1334 / FAX : 0495-72-4216

E-mail : kdm-sangyo@city.honjo.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	230	230	230	230	230
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ セミナー費用	50	50	50	50	50
・ パンレット等 印刷製本費	100	100	100	100	100
・ 消耗品費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、各種補助金、参加者負担金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
1. 埼玉県商工会連合会 会長 三村 喜宏 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 (ソニックシティ7階) 2. 埼玉県火災共済共同組合 理事長 岩崎 宏 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 (ソニックシティ7階)
連携して実施する事業の内容
1. 埼玉県商工会連合会 ①商工業者に対する災害リスクの周知及びセミナーの開催 ②商工会自身のBCP策定 2. 埼玉県火災共済共同組合 ①商工業者に対する災害リスクの周知及びセミナーの開催 ②火災共済並びに補償特約の加入推進、補償に関するシミュレーション作成。
連携して事業を実施する者の役割
1. 埼玉県商工会連合会 ①パンフレット等の提供 ②専門家派遣並びに費用の助成 2. 埼玉県火災共済協同組合 ①共済制度のパンフレット提供 ②担当者の派遣
連携体制図等

